

米ロバード修正条項に対する報復関税に関する質問主意書  
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十九年十二月七日

古賀之士

参議院議長 伊達忠一殿



米国バード修正条項に対する報復関税に関する質問主意書

米国バード修正条項に対する報復関税について、財務省の関税・外国為替等審議会関税分科会特殊関税部会（平成二十六年八月五日）に提出された資料によれば、「今後については、直近年の米国による分配額を踏まえ、報復関税を再発動する必要があるれば、適切に対応していく予定」とされている。同部会以降の事実関係と政府の対応について、以下質問する。

二〇一四年度から二〇一六年度（米国財政年度をいう。以下同じ。）における米国バード修正条項に基づく分配額及び我が国の対抗措置上限額を年度ごとに示されたい。また、平成二十六年九月以降に報復関税を再発動しなかった理由と、二〇一六年度の米国バード修正条項における分配額を踏まえ、報復関税の再発動を検討しているかを示されたい。

右質問する。

